

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成 30 年 9 月 25 日
2. 認定事業者名 株式会社第四銀行、株式会社北越銀行

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社第四銀行（以下、第四銀行）と株式会社北越銀行（以下、北越銀行）は、明治初期から今日に至るまでの長きにわたり、ともに新潟県に本店を置く地方銀行として、その役割・使命を果たすことで確固たる経営基盤を構築してきた。

しかしながら、人口減少等の影響により、将来的には預金・貸出の規模が縮小することが見込まれるほか、我が国での金融緩和政策の長期化に伴って、今後は貸出業務における利鞘や有価証券運用収益の減少がさらに進むと予想されることなどから、両行においては、より盤石な経営基盤を確立することが共通の経営課題となっている。

加えて、フィンテックに代表される金融・IT融合やデジタルライゼーションの動きが進展する中で、金融サービスのIT化をはじめとする顧客の新たなニーズへの機動的な対応や、更なる付加価値の創成が重要な課題のひとつとなっているほか、新潟県においても地元企業による海外進出や海外企業との取引が増加する中で、海外での事業展開ノウハウの提供を含むグローバルな視点でのコンサルティング機能の拡充も求められている。

このように、両行の置かれている経営環境の変化及び顧客ニーズの多様化等を踏まえると、長きにわたり信頼関係を築いてきた両行が経営統合を行い、それぞれの強みを活かして共通の経営課題に対処することが、地方銀行としての役割・使命を今後も持続的に果たせることに繋がり、ひいては両行の株主、お客さま及び地域社会に最も貢献できるものとの判断に至り、平成 30 年 10 月 1 日に共同株式移転により持株会社「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」を設立し、経営統合することとした。

両行は、本経営統合により、これまで長きにわたり築き上げてきたお客さまとの信頼関係、地域とのネットワークを土台として、従来以上に付加価値の高い金融仲介機能及び情報仲介機能を発揮するとともに、経営の効率化を進めることで、地域へより一層の貢献を図り、お客さまや地域から圧倒的に支持される金融グループを目指していく。

なお、両行は、統合効果の最大化を目指すべく、本株式移転の効力発生日から約 2 年後を目途に両行の合併を行うことを基本方針として、引き続き、協議・検討を進めていく。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成 33 年 3 月期には平成 30 年 3 月期に比べて、有形固定資産回転率を 10%（第四銀行及び北越銀行合算）向上させることを見込んでいる。

財務内容の健全性の向上としては、平成 33 年 3 月期において当社の有利子負債はキ

キャッシュフローの10倍以内、経常収入が経常支出を上回ることを見込んでいる。

#### 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

##### (1) 事業再編に係る事業の内容

###### ① 対象となる事業

地域の小規模・中小・中堅企業及び個人を主要顧客とした銀行業

(選定理由)

第四銀行及び北越銀行では、新潟県内における安定的かつ健全な経営基盤と両行の強みを活かすことで、本経営統合の目的である「地域への貢献」「金融仲介機能及び情報仲介機能の向上」「経営の効率化」を早期に達成し、顧客の利便性向上や企業価値の最大化をはかり、もって両行の企業価値の最大化を実現すべく、以下の相乗効果を見据えた具体的施策を実行していく方針である。

・両行のノウハウの相互補完やITの効果的活用により、お客さまへ提供するコンサルティング機能を進化させ、

ア. 法人向け営業分野では、新潟県内マーケットの深掘りによる地元中小企業への事業性評価に基づく資金提供や、ビジネスマッチングの推進、事業承継・M&A分野での高品質なソリューション提供、海外ビジネス支援などで、相乗効果を発揮する。

イ. 個人向け営業分野では、マーケティングの高度化によるお客さまのニーズ把握やWebをはじめとした非対面チャネルの充実、さらには商品・サービスの共同開発や協働プロモーション等によって、お客さまの利便性を一層向上させていく。また、多様な資産運用ニーズへの高レベルのコンサルティング提供、次世代への円滑な資産承継支援等においても同様に相乗効果を発揮する。

ウ. 地域に対しては、両行が有する金融ノウハウや豊富な地域情報ネットワークを活用することで、地方創生への貢献度を高める。

###### ② 実施する事業構造の変更と分野又は方式の変更

第四銀行及び北越銀行は、共同株式移転により持株会社を設立し、両行が持株会社の完全子会社となる形態で経営統合を行い、本経営統合の目的である「地域への貢献」「金融仲介機能及び情報仲介機能の向上」「経営の効率化」を実現することにより、企業価値の向上を図る。

本経営統合により、両行の強みやそれぞれのノウハウ・ネットワークを相互活用することでコンサルティング機能を一層強化するとともに、従来以上に付加価値の高い営業を実践し、地方創生への貢献度を高めることで、従来単独行では為し得なかった営業基盤の拡充を目指していくことから、当該事業再編による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らして持続的なものと見込まれる。

また、両行は経営統合後、集約可能な事務の共通化などを進めるとともに、本株式移転の効力発生日から約2年後を目途として両行の合併を行う基本方針のもと、本部組織のスリム化、及び同一商圏内に有する機能の重複する支店その他の営業所の統廃合の検討を進めることで、経営資源の最適化を図る予定であり、当該事業分野における過剰供給構造が懸念されるものではない。

さらに、当該事業分野において、不当な金利、手数料等の引上げ等を目指すものではないことから一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

#### (事業構造の変更)

##### ・共同株式移転による持株会社設立

第四銀行及び北越銀行は、共同株式移転により持株会社である「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」を設立し、その傘下に入る。

##### <新設会社>

名称：株式会社第四北越フィナンシャルグループ

住所：新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

代表者の氏名：代表取締役会長 佐藤 勝弥

代表取締役社長 並木 富士雄

設立日：平成30年10月1日

資本金：30,000,000,000円

##### <株式移転を行う会社>

名称：株式会社第四銀行

住所：新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1

代表者の氏名：取締役頭取 並木 富士雄

資本金：32,776,996,625円

##### <株式移転を行う会社>

名称：株式会社北越銀行

住所：新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

代表者の氏名：取締役頭取 佐藤 勝弥

資本金：24,538,053,464円

##### <株式移転比率>

1（第四銀行）：0.5（北越銀行）

#### (事業の分野又は方式の変更)

第四銀行及び北越銀行は、本事業再編計画期間（平成30年10月～平成33年3月）を今回設立する持株会社の第一次中期経営計画（持株会社設立から両行合併まで）の実施期間と位置づけ、以下の3つの基本戦略のもと、両行がこれまで行ってきた取組みを経営統合により強化し、さらに新たな施策に取り組むことで、他行差別化と両行単独での成長を超えた成果を実現する。

##### ① 基本戦略Ⅰ 金融仲介機能及び情報仲介機能の発揮

重要戦術として、「コンサルティング機能の強化」「商品・サービスの拡充」「新たな事業領域の拡大」「デジタルイゼーションによる効率化・利便性向上」を進め、トプラインシナジーの発揮とポートフォリオの変革をはかる。

##### ② 基本戦略Ⅱ 経営の効率化

重要戦術として、「経営統合・他行連携によるコスト削減」「業務・店舗・チャネルの三大構造改革」を進め、コストシナジーを発揮する。

##### ③ 基本戦略Ⅲ グループ管理態勢の高度化

重要戦術として、「人財力・組織力の強化」「ガバナンスの高度化」「リスクマネジメントの高度化」を進め、経営基盤を強化する。

こうした取組みを通じて、法人・個人の顧客ニーズに応じた質の高い新たなサービスを提供することにより、収益シナジーを創出し、2020年度（平成33年3月期）の業務収益全体に占める収益シナジーの構成比を1.1%（第四銀行及び北越銀行合

算)とすることを見込んでいる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社第四銀行：新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

株式会社北越銀行：新潟県長岡市大手通二丁目 2 番地 14

株式会社第四北越フィナンシャルグループ：新潟県長岡市大手通二丁目 2 番地 14

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 10 月

終了時期：平成 33 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数【平成 30 年 9 月末実績】

両行合算	3,715 人
株式会社第四銀行	2,292 人
株式会社北越銀行	1,423 人

(2) 事業再編の終了時期の従業員数【平成 33 年 3 月末計画】

株式会社第四北越フィナンシャルグループ	8 人
株式会社第四銀行	2,153 人
株式会社北越銀行	1,370 人

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数【平成 33 年 3 月末計画】

株式会社第四北越フィナンシャルグループ	8 人
株式会社第四銀行	2,153 人
株式会社北越銀行	1,370 人

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

株式会社第四北越フィナンシャルグループ	0 人
株式会社第四銀行	150 人
株式会社北越銀行	146 人

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

平成 30 年 10 月予定（持株会社設立時）	出向 8 人（解雇予定なし）
株式会社第四銀行	出向 6 人
株式会社北越銀行	出向 2 人

7. 事業再編に係る競争に関する事項

第四銀行及び北越銀行が、共同株式移転による持株会社設立により経営統合を行っても、統合会社の営む事業の属する事業分野において、引き続き適正な競争が確保される。公正取引委員会における審査では、両行が競合する取引分野のうち、特に競争上の影

響が最も大きいと考えられる「事業性貸出」について、従来の市場占有シェアの観点に立った審査に留めず、経営統合により需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することになるかどうかという観点から、重点的に審査が行われた。

結果として、当該審査では、①大企業・中堅企業向け貸出においては、当該企業が県内全域に経済活動を行い、総じて金融機関取引が容易な優良先が多いとの判断から地理的範囲を「新潟県全体」で画定し、需要者にとって取引先変更の容易性が認められたこと、②中小企業向け貸出においては、新潟県を10の経済圏（村上・新潟・三条・長岡・柏崎・十日町・魚沼・上越・糸魚川・佐渡）で画定し、新潟・長岡・佐渡の3経済圏では取引先変更の容易性が一定程度認められ、かつ、他経済圏では相当程度認められたことから、本事業再編計画に含まれる経営統合計画は、競争事業者との間の競争関係は維持され、競争を制限するものではないと判断されている。

なお、本経営統合計画については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項の規定に基づき、公正取引委員会に対して平成29年6月20日付で届出を行っており、平成29年12月15日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領済みである。

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>法第2条第11項 第1号の要件</p>	<p>○ 第四銀行及び北越銀行は、共同株式移転により持株会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループを設立し、その傘下に入る。</p> <p>(1) 新設会社            名称：株式会社第四北越フィナンシャルグループ            住所：新潟県長岡市大手通二丁目2番地14            主な本社機能所在地：                新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1            代表者の氏名：代表取締役会長 佐藤 勝弥                              代表取締役社長 並木 富士雄            設立日：平成30年10月1日            資本金：30,000,000,000円</p> <p>(2) 株式移転を行う会社            名称：株式会社第四銀行            住所：新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1            代表者の氏名：取締役頭取 並木 富士雄            資本金：32,776,996,625円</p> <p>                  名称：株式会社北越銀行            住所：新潟県長岡市大手通二丁目2番地14            代表者の氏名：取締役頭取 佐藤 勝弥            資本金：24,538,053,464円</p> <p>(3) 株式移転比率            1（第四銀行）：0.5（北越銀行）</p>	<p>租税特別措置            法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項 第2号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。	<p>第四銀行及び北越銀行は、本事業再編計画期間（平成30年10月～平成33年3月）を今回設立する持株会社の第一次中期経営計画（持株会社設立から両行合併まで）の実施期間と位置づけ、以下の3つの基本戦略のもと、両行がこれまで行ってきた取組みを経営統合により強化し、さらに新たな施策に取り組みすることで、他行差別化と両行単独での成長を超えた成果を実現する。</p> <p>① 基本戦略Ⅰ 金融仲介機能及び情報仲介機能の発揮            重要戦術として、「コンサルティング機能の強化」「商品・サービスの拡充」「新たな事業領域の拡大」「デジタルイノベーションによる効率化・利便性向上」を進め、トップラインシナジーの発揮とポートフォリオの変革をはかる。</p> <p>② 基本戦略Ⅱ 経営の効率化            重要戦術として、「経営統合・他行連携によるコスト削減」「業務・店舗・チャネルの三大構造改革」を進め、コストシナジーを発揮する。</p> <p>③ 基本戦略Ⅲ グループ管理態勢の高度化            重要戦術として、「人材力・組織力の強化」「ガバナンスの高度化」「リスクマネジメントの高度化」を進め、経営基盤を強化する。</p> <p>(具体的な数値基準)            こうした取組みを通じて、法人・個人の顧客ニーズに応じた質の高い新たなサービスを提供することにより、収益シナジーを創出し、2020年度（平成33年3月期）の業務収益全体に占める収益シナジーの構成比を1.1%（第四銀行及び北越銀行合算）とすることを見込んでいる。</p>	租税特別措置 法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）